

みなとみた

2025 3
No.168

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~9

年末・年始Safe Work推進強調期間における建設現場に対する集中指導の実施結果等について／三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／「労働者に疑義のある方の労働基準法等違反相談窓口」を労働基準監督署に設置／令和7(2025)年度雇用保険料率のご案内

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10~11

最近の雇用失業情勢／求人申込みには、求人者マイページの活用をご検討ください！

協会だより ● 12~16

2025年新年賀詞交換会のご報告／労働保険料の納付手続き完了のご報告／新入会員のご紹介／2025年度定期総会のご案内／講習会等のご案内／定期健康診断のご案内／2025年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



年末・年始Safe Work推進強調期間における 建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局は、令和6年度年末・年始Safe Work推進強調期間の取組の一環として、令和6年12月2日から同年12月27日にかけて、東京都内で施工する建設工事562現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

なお、石綿対策に係る自治体との合同パトロールについて、令和6年6月及び10月に実施しましたので参考として掲載します。

【実施結果】

● 指導現場数	562現場
● 違反があった現場数	353現場 (62.8%)
主な労働安全衛生法違反事項（違反があった現場数に占める割合）	
① 元請事業者の安全衛生管理	275現場 (77.9%)
② 墜落・転落防止措置	210現場 (59.5%)
③ 型枠支保工の倒壊防止措置	43現場 (12.2%)

建設現場に対する集中指導における法違反の状況

(1) 違反数および違反率

法違反があった現場数は353現場（違反率62.8%）であった。

このうち、13.9%に相当する49現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	474	13	13	62	562
法令違反現場数	306	5	10	32	353
違反率	64.6%	38.5%	76.9%	51.6%	62.8%
作業停止等命令現場数	45	0	1	3	49
法令違反現場数に対する割合	14.7%	0.0%	10.0%	9.4%	13.9% ^(※)

【※ 49現場/353現場】

(2) 違反事項別の違反率等（違反率：違反現場数（353現場）に対する違反事項別現場数の割合）

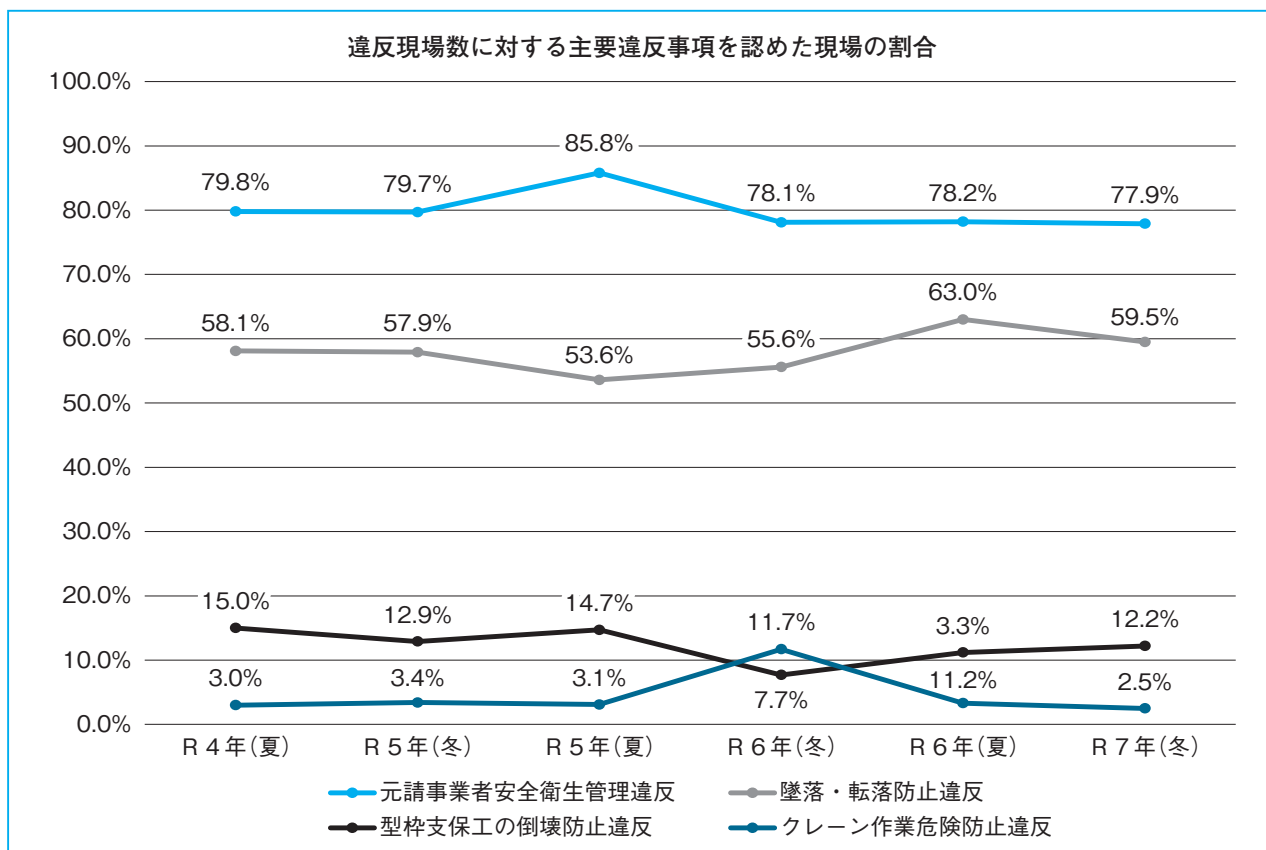
違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理」の違反率が77.9%（275現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が59.5%（210現場）であった。

違反事項	違反現場数 (全体427現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	275現場 (77.9%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第29条) ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第31条)
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	210現場 (59.5%) うち手すり・さん等がなかった現場…145現場	・高所作業のための作業床の未設置(安衛則第518条) ・足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第563条、第655条) ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第519条、第653条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	43現場 (12.2%)	・組立図の未作成(安衛則第240条) ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第242条) ・組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第245条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	9現場 (2.5%)	・移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第66条の2) ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第74条の2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	15現場 (4.2%)	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第155条) ・転倒・転落防止措置の未実施(安衛則157条) ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第158条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	11現場 (3.1%)	・研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第27条)
【本足場】 本足場の設置関係 (令和6年4月1日より施行)	2現場 (0.6%)	・本足場の未使用(安衛側第561条の2) 幅1メートル以上の箇所に除外事由(※)なく、本足場を設置していないもの(一側足場の設置を含む) ※除外事由：つり足場の使用、障害物の存在、設置場所の状況から本足場の設置が困難

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

※「別添」…令和4年以降の違反事項別の違反率の推移

集中指導（R4年夏以降）における主要違反事項の違反状況等



	R 4 年 (夏)	R 5 年 (冬)	R 5 年 (夏)	R 6 年 (冬)	R 6 年 (夏)	R 7 年 (冬)
元請事業者安全衛生管理違反	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%	77.9%
墜落・転落防止違反	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%	59.5%
型枠支保工の倒壊防止違反	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%	12.2%
クレーン作業危険防止違反	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%	2.5%
建設機械作業の危険防止違反	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%	4.2%
粉じんばく露防止違反	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%	3.1%
本足場の未設置違反	—	—	—	—	0.5%	0.6%

〈参考〉

石綿対策に係る合同パトロールの実施結果

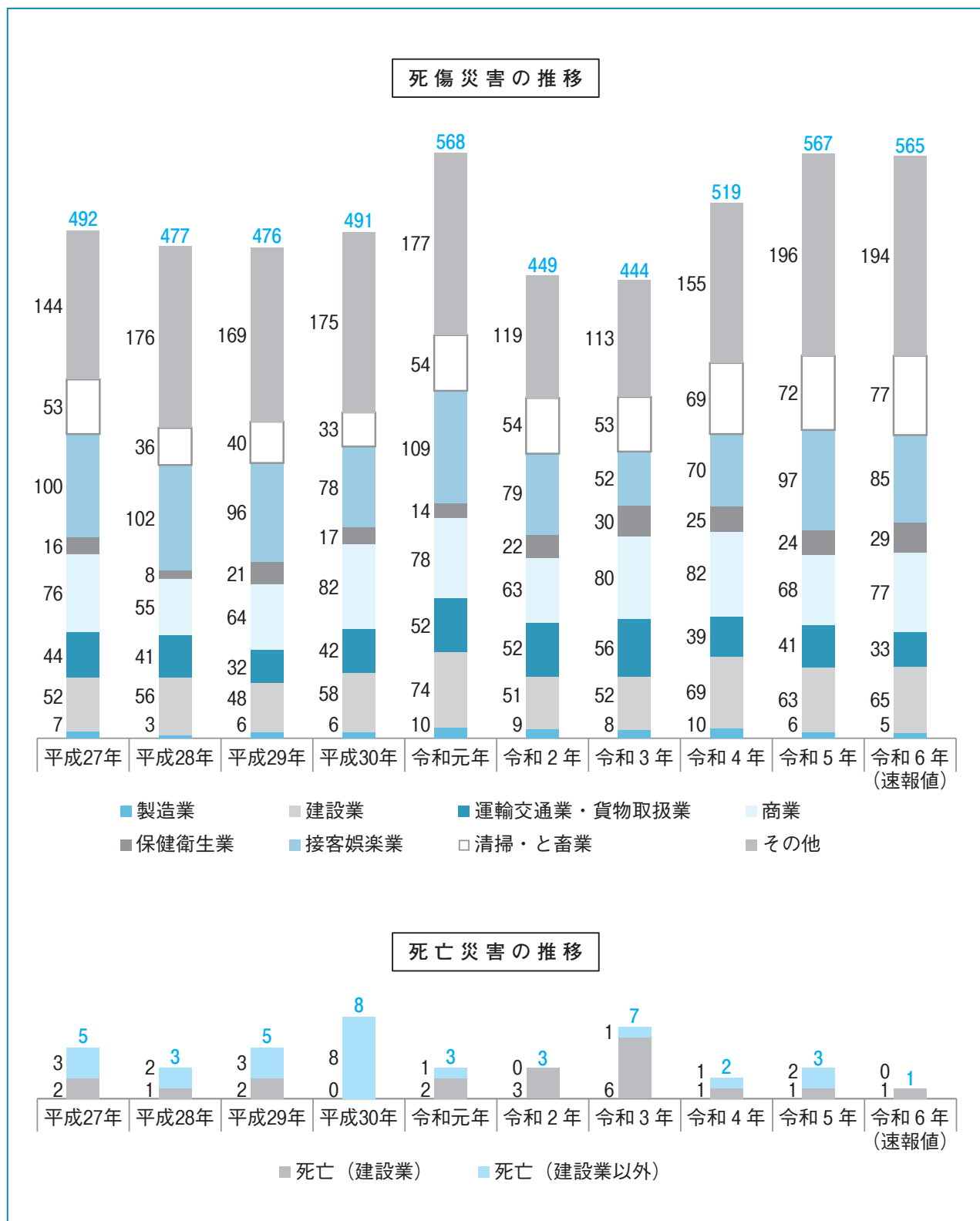
石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等の増加が想定される中、解体工事等に伴う石綿飛散の防止など、これまで以上に職場における法令の遵守徹底が重要となることから、令和6年6月及び同年10月、東京都内18か所の監督署では、東京都及び管轄の自治体と合同で石綿対策に係る合同パトロールを実施しましたので公表します。

【実施結果】

(1) 指導現場数	110現場
(2) 実施状況	
指導を実施した110現場のうち、	
① 事前調査の結果等の報告を行っていた現場数	99現場 (90%)
② 石綿含有建材の除去作業があった現場数	86現場 (78%)
③ 石綿対策に問題が認められた ^(※) 現場数	41現場 (37%)
※「問題が認められた」とは、	
・事前調査の結果等の報告（石綿障害防止予防規則（以下「石綿則」という。）第4条の2）	
・事前調査の結果の掲示及び備え付け（石綿則第3条8項）	
・石綿等作業主任者の氏名等の掲示（安衛則第18条）	
・作業計画による作業の記録（石綿則第35条の2）	
・負圧除じん装置のフィルター管理	
等に関して不備が認められたものである。	
なお、指導した現場には、別添2のリーフレットを手交し、石綿則について改めて周知を行った。	

三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

令和6年の休業4日以上死傷者数（速報値、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）は、565人（製造業5人、建設業65人、運輸交通業・貨物取扱業33人、商業77人、保健衛生業29人、接客娯楽業85人、清掃・と畜業77人、その他194人）で前年同期に比べて8.4%増加しています。また、死亡災害については、建設業1件のみでその他の産業では発生していません。



「労働者性に疑義がある方の 労働基準法等違反相談窓口」を 労働基準監督署に設置

東京労働局では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、管内の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置しました。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

東京労働局は、このたびの取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めます。

※なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、内容が取引の適正化に関するものについては公正取引委員会または中小企業庁になります。

取り組み概要

■ 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（P8参照）

■ 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集^{（※1）}を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告^{（※2）}として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

（※1） <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

（※2） 労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てることをいいます。



フリーランス*として働く皆さまへ

あなたの働き方をチェックしてみましょう ～その働き方、「労働者」ではないですか？～

※ 「フリーランス」とは、業務委託(請負契約または委任契約・準委任契約)により、仕事の依頼を受けた個人(法人化した者も含む)のことをいいます。

働き方が多様化する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

「労働者」に該当するかどうかの基準は以下のとおりです。

「働き方の自己診断チェックリスト」(裏面参照)を活用しながら、ご自身の働き方をチェックしてみましょう。

労働者とは

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定しています。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、以下の2つの基準(使用従属性)で判断されます。

- ① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ② 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

労働者性の判断基準

1. 「使用従属性」に関する判断基準

- (1) 「指揮監督下の労働」であること
 - ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - イ 業務遂行上の指揮監督の有無
 - ウ 拘束性の有無
 - エ 代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)
- (2) 「報酬の労務対償性」があること

2. 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他

働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック☑を入れてください。
不明の場合は、空欄のままです。

チェックポイント1 依頼に対する諾否		
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか		A 自分に断る自由がある
		B 自分に断る自由はない
チェックポイント2 指揮監督		
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか		A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
		B 毎日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
チェックポイント3 拘束性		
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか		A 基本的には自分で決められる
		B 委託事業者から具体的に決められている
チェックポイント4 代替性		
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか		A 代役を立てることも認められている
		B 代役を立てることは認められていない
チェックポイント5 報酬の労務対償性		
あなたの報酬はどのように決められていますか		A 受注した仕事の出来高見合い
		B 日や時間あたりいくらで決まっている
チェックポイント6 資機材等の負担		
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか		A 自分で用意している
		B 委託事業者が用意している
チェックポイント7 報酬の額		
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか		A 正規従業員よりも高額である
		B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
チェックポイント8 専属性		
他の仕事に従事することは可能ですか		A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる
		B 実質的に他の委託事業者の仕事を制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を**否定**する方向に働く事情となる
チェックリストのBに該当する場合、労働者性を**肯定**する方向に働く事情となる

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(青字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

最近の雇用失業情勢

○令和7年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.5であり、前月と同率。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より2万人増加し、174万人。（原数値は163万人で、前月比9万人増加）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より13万人増加し、6,827万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より19万人増加し、6,184万人。

☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」などが増加している。

☆令和7年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.26倍であり、前月より0.01ポイント上昇。

☆令和7年1月の新規求人倍率（季節調整値）は2.32倍であり、前月より0.05ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（令和7年2月）「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」（※景気の総括判断は、「緩やかに回復」と前月判断を維持。）

「雇用情勢は改善の動きが見られる。」（※雇用情勢判断は、前月判断を維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
3年度	2.08	2.48	10.25	1.16	1.22	4.93	6,091	8,492
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
7年1月	2.32	3.80	14.60	1.26	1.78	7.16	5,437	7,451

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和7年1月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は367,154人（前年同月比3.7増）で、4か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数は131,320人（前年同月比3.8増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は198,767人（前年同月比2.6増）で、16か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は35,796人（前年同月比3.9減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。

就職件数は5,437件で、前年同月より0.0%増となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,481件（前年同月比5.4減）、パートは2,956件（前年同月比5.1増）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、1月の都内の倒産件数は152件（前年同月比16.0%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。業種別件数ではサービス業（34件）、情報通信業（23件）、卸売業（21件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

求人申し込みには、

求人者マイページの活用をご検討ください！

ご希望あれば、ハローワーク職員が訪問し、開設を支援します！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

メリット①：いつでも、どこでも求人申し込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申し込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申し込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク品川 求人担当

TEL：03-5419-8609（31#）

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



2025年 新年賀詞交歓会のご報告

1月24日（金）午後5時30分からオークラ東京 プレステージタワー7階「メイプル」において、新年賀詞交歓会が約120名の皆様のご出席をいただき開催されました。ウイズコロナの時代を迎え昨年度に引き続き開催することができました。

ご来賓として、東京労働局から岡田直樹労働基準部長様、伊藤聖安全課長様、港区から清家愛区長様、三田労働基準監督署から河村直子署長様、國府田純一副署長様、田中智美副署長様、森下弘貴副署長様ほか幹部職員の皆様、品川公共職業安定所から東雅人所長様、永田弘行管理部長様、田代浩之職業相談部長様、安食仁雇用開発第1部長様にご出席いただきました。

交歓会は、松岡会長から三田労働基準協会が東京労働局が進める「安心して働き活躍できるTOKYOへ」の実現に向け会員や地域企業に役立つ事業展開に努めてまいりたいとの主催者挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の岡田東京労働局労働基準部長様からは、東京労働局最低賃金広報キャラクター「さいちん犬」にかかるエピソードの紹介に触れたご祝辞を、また、清家区長様、河村署長様、東所長様のご祝辞では各行政の現況などについてご説明いただきました。

柳田副会長の乾杯の発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、垣見副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

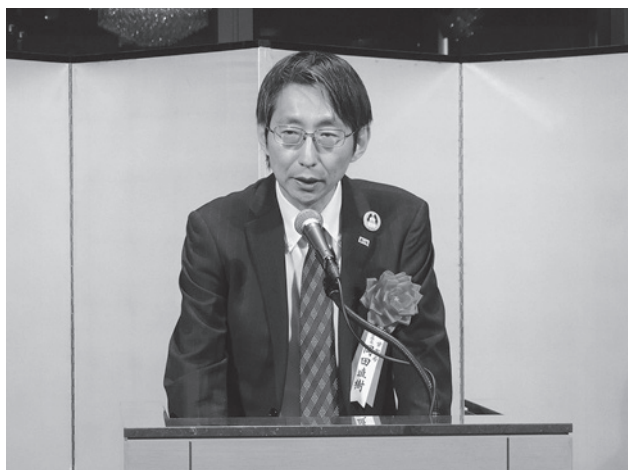
ご多忙の中、ご出席いただきました大勢の会員様に御礼申し上げます。



松岡会長挨拶



清家区長様



岡田労働基準部長様



河村署長様



東所長様



ご出席の皆様

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、令和5年度確定、令和6年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
(株)大林組 東京本店 赤坂二・六丁目B工区工事事務所	港区赤坂2-14-32	建設業
(株)大林組 東京本店 品川インターシティ工事事務所	港区港南2-16-2	建設業
(株)シーライン東京	港区海岸2-7-104	水運業

2025年度定期総会開催のご案内

2025年度（第77回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日時：2025年5月27日（火） 午後4時～5時

会場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会、懇親会ともに2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして懇親会を開催いたしますので併せてご参加くださいますようお願いいたします。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

- ◎ **無料** 令和7年度 東京労働局（監督署・ハローワーク・需給調整事業部）
行政運営方針の説明会 4月24日（木）オンライン

「働き方改革」の実現に向け、働く人々の労働環境が大きく見直されている現状の中、東京労働局が取組む労働行政の重点課題が示されます。三田労働基準監督署、ハローワーク品川、東京労働局需給調整事業部の担当官が、東京労働局の行政運営方針に基づき策定された具体的な取組についての説明をいたします。人事・労務管理を担当される皆様のご参加をお待ちしております。

2 協会企画講習会（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

（1）資格関係

- ◎ **有料** 安全管理者選任時研修（第1回）4月15日（火）～16日（水）

50人以上の工業的業種事業場に義務付けられている「安全管理者」の選任において、本研修の修了が必要です。

- ◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第1回）5月20日（火）～22日（木）

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

- ◎ **有料** 化学物質管理者講習（取扱事業者向け）6月4日（水）

2024年4月から化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業者において「化学物質管理者講習（取扱事業者向け）」の選任が義務づけられました。

（2）労務管理関係

- ◎ **無料** 新入社員安全衛生教育講習会 4月22日（火）オンライン

新入社員を対象とする「雇入れ時の安全衛生教育」は、労働安全衛生法第59条に基づきその実施が必要となります。（一社）三田労働基準協会では、職場の安全衛生の基本について新入社員に対し安全衛生教育講習会を開催いたします。「安全衛生の基本」を学んでいただく講習会です。

- ◎ **有料** 労災保険給付の実務基礎講習会 5月14日（水）

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。労災保険制度の概要、対象となる「労働者」や「保険事故」とは、労働基準監督署における調査の流れなどをベテランの講師が具体的に解説いたします。

- ◎ **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月4日（水）～5日（木）

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

- ◎ **有料** 実務基礎講座 人事・労務担当者のための労基法 6月16日（月）

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。

- ◎ **有料** 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 6月18日（水）

最近の法改正を踏まえ、雇用保険、健康保険、厚生年金保険について、迅速かつ適正な手続ができるように、各種手続きについて、担当者の疑問を解消します。

- ◎ **有料** 実務基礎講座 業務上災害・通勤災害の労災保険給付手続き A to Z 6月24日（火）

業務上災害・疾病、通勤災害について、会社として、迅速かつ適正な労災保険給付の請求ができるように、人事・労務担当者向けに労災手続の実務講習会を開催します。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。）

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

令和5年の定期健康診断結果では、血中脂質31.2%、血圧18.3%、肝機能検査15.9%の方に所見があり、何らかの所見がある労働者は58.9%（厚労省調）にのぼっています。

当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます。

記

1. 健診日時 2025年6月30日（月） 午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
2. 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
3. 申込方法 5月30日（金）までに、本ページをコピーしてFAX又は郵送でお申込みください。
4. 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
5. 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 照井

健康診断申込書(送付先:三田労働基準協会) FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 9,350円(消費税込)		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎30人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。

◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料金(消費税込)	受診人数
有機溶剤(種類により料金が異なります)	2,750～7,700円	名
鉛およびその化合物	7,865円	名
じん肺	4,290円	名
電離放射線	3,850円	名
特定化学物質(種類により料金が異なります)	2,420～9,240円	名
紫外線・赤外線	2,420円	名
VDT作業	6,050円	名
レーザー光線	4,950円	名
大腸がん検査	1,100円	名
前立腺検査(男性のみ)	3,080円	名

2025年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労務・安全・衛生等、労務管理全般について10～15回予定 別途案内	22	14	4・5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
一般労務管理	雇用均等行政講習会						◎						
	行政運営方針説明会	24											
	労務管理講習会		16					7					
	労災保険実務講習												
	外国人労働者労務管理説明会						21						
安全衛生	安全週間説明会			11									
	労働衛生週間説明会 (健康づくり研究会共催)					11							
	港地区健康と安全推進大会							18					
	健康づくり研究会講習会 (労働衛生週間説明会へ)									21			
資格関係等	危険予知訓練実務講習会						□17						
	新入社員等安全衛生教育担当者講習											□11	
	フォークリフト運転技能講習							□学科8 実技11・ 12・13					
	玉掛け技能講習				□学科 16・17 実技20								
	粉じん作業者特別教育						□10						
	低圧電気取扱者特別教育												
	研削といし取替え等特別教育					□20							
	プレス作業者特別教育								□2				
	クレーン運転(5t未満)特別教育												
	足場の組立て等特別教育												
	フルハーネス使用作業特別教育					□6							
	★安全管理者選任時研修	15・16			1・2			□22・23			14・15		
	★安全衛生推進者養成講習			△23・24					□5・6				
	★安全衛生推進者初任時教育					8							
	★衛生推進者養成講習			□18			9						10
	★リスクアセスメント担当者研修					22							
衛生管理者受験準備講習		20・21・ 22		16・17・ 18		△24・ 25・26		11・12・ 13			18・19・ 20		

日 程：月欄の数字＝開催予定日 ◎＝日程調整中

主催者：無印＝三田協会 △＝品川協会 □＝大田協会

- 労務管理講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋との共催、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷との共催です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- 三田労働基準協会会員は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協会の教育研修などにご利用ください。詳しくは三田労働基準協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

みなとみた

令和7年3月号 令和7年3月15日発行(年6回発行)第29巻第2号通巻第168号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>